

【日吉が丘】アーカイブ総括編への御意見、御指摘と回答

番号	頁	御意見	御指摘回答	回答へのコメント(日吉が丘)	回答②
1	3	数字が1桁が全角で、2桁以上が半角にしているのは意図的なもの？ 若干の違和感がある。(間違いとは言えない程度だが)	公文書を作成するときの慣例に沿って記載しています。	慣例でメリットがあれば続けても結構ですが、読みにくいと思ったので指摘しました。以下私の経験談です。今後のご参考になれば幸いです。以前勤務先での報告書等作成時は字数を意識して数字等は半角で入力していました。が、半角前後で不揃いな表示になるので字数か体裁かで迷いがありました。当時も、全て全角で記載されている方もおられました。今回、日吉が丘自治会から県へ提出の『RD問題』の解決活動を振り返って』は、自治会内で校正やアドバイスをいただき、数字ローマ字も全て全角にしています(ただし引用のアドレス等は半角)。またフォントはHGP明朝Eが見易いとの事でそれにしました。結果、見易くできたのではと思います。またpdf変換でも半角スペースも自動挿入されてないと思います。※と言いつつも、一連の意見提出文は数字等は半角でpdf変換で半角スペースが入ってしまってますが… 今は文書作成は原則全角入力が良いかなと思ってます。	原稿案全体の数字の全角・半角を今から修正するのは作成スケジュール上難しいため、現状の表記ルールとさせていただければと思います。
2	3	半角数字の後ろに半角スペースが入っているのは何か理由がある？ pdfに変換したときに意図せず自動的に挿入された？	pdf変換の際に自動的に挿入されたものです。	番号1のコメントの通り、pdfにすると半角文字後に半角スペースが入ってしまい、文字間隔が空いてしまい、結局不自然な体裁結果となるようです。	pdf変換の際の設定を見直し、空白が入らないよう調整します。
3	3	【修正意見】3頁約24行目 周辺住民とあるが、1999年くらいからの栗東市内住民を中心とする市民団体(考える会)の記述がない。⇒『…県と周辺住民がしっかりと…』⇒『…県と周辺住民(市民団体)がしっかりと…』では？	「県と周辺住民や住民団体がしっかりと連携して～」に修正しました。	-	-
4	3	約30行目『こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成22年4月から周辺自治会の皆さんとの話し合いをスタート』→周辺自治会(北尾自治会および周辺自治会連絡会)と県との話し合いは2009年5月ぐらいから始まっているのでは？ 2010年4月から話し合いをスタートしたと記載した理由は？※70頁には「…2009年9月4日に周辺自治会連絡会と話し合いを…」との記載がある。	ここの平成22年4月は、平成22年4月20日に第1回が開催された「周辺自治会の皆さんとの話し合い」について言及したものです。「周辺自治会の皆さんとの話し合い」が固有名詞であることがわかるよう、鍵括弧を付すこととします。	-	-
5	3	【修正意見】3頁約32行目アーカイブ作成は2022年9月に議題に上がったが、それから具体案が出るのは2024年9月でその間には議題に出ていないのでは。事務局では進めてこられたと思うが、会議での議論はあまりなかったのでは。	アーカイブを作成することについては、令和2年(2020年)8月27日の第34回連絡協議会で初めてお示しさせていただきました。その際皆様から作成方針等についていただいた御意見をふまえ継続的に議論しております。	アーカイブ作成資料については、第34回から55回の計22回で13回見られますが、方針や個別事項もあり、全体的な記載についての議論までは出来ていない印象でしたのでこの様な指摘をした次第です。意見として捉えてください。	-
6	4	【修正意見】4頁RD問題の経過(概要)平成12年(2000年)1月処分場地中深さ9mから15200ppmを検出平成12→17年(2005年)9月処分場内からドラム缶5個を発見。情勢が変わる大きな節目だったと思うので記載しては？	検出値として最大である、旧処分場内(地下2mの地点)で硫化水素(22000ppm)を検出したことについては記述しているもので、15200ppm検出までは記述せずともよいのではと考えます。一方、ドラム缶発見についてはRD事案の大きな転機であると思われるので、追記いたします。	2度も高濃度が検出されたことは事案が深刻であることを象徴付けていると思うので、15200ppmも記載することを望みます(当ページ紙面も余白あるようです)。	御意見をふまえ15,200ppmを検出したことについても追記いたします。
7	4	一次および二次対策工事に係る協定締結は「周辺自治会」でなく→「周辺自治会連絡会」では？(一次・二次とも北尾は含まれていない。二次は中浮気も含まれていない。)一次工事協定は「周辺の6自治会と一次対策工事に係る協定を締結」、二次は「周辺の5自治会と二次対策工事に係る協定を締結、1自治会と二次対策工事に係る確認書を交換」では？連絡協議会には北尾もふくむ。(中浮気は含まず。)	厳密には御意見のとおりですが、この年表はあくまで後世の読者がRD問題の大まかな事案の経過をつかむためのものとして、大まかな動き・流れとして記述したほうがよいと考えます。(協定締結をどのような名義で行ったかについては本文で記述しております。)	「周辺の自治会と県が…」ではいかがですか？	御提案のとおり修正します。
8	4	2023年3月、県による二次対策工事の特措法適用工事での効果確認が完了。(6月に国に産廃特措法事業の完了報告書提出。)	同上	特措法による効果確認が完了したこと、住民との協定での工事効果確認が完了したことは全体の流れとして記載したほうがいいのではないですか？ 又、追加として「2026年4月～ 場内水質モニタリング監視を継続」	御意見をふまえ「特措法に基づく実施計画の効果確認完了」および「2026年4月以降のモニタリング(+施設の維持管理)」については記述いたします。協定に基づく対策工事の有効性確認については令和7年度末までのモニタリング結果を踏まえ今後判断する予定であり、現段階では年月の特定ができないことから記述しないこととします。
9	6	【旧処分場全景(平成10年航空写真)】→平成10年何月何日航空写真？(当時、旧処分場は頻りに工事が行われていて形が変わっているのではないかと。日付がわかれば記載しておいてはいかが？)	確認したところ撮影日は不明です。	-	-
10	6	【修正意見】6頁約5行目『旧処分場は…標高90～115m程度の信楽山麓丘陵の北端に…』処分場付近は約140mあるのでは？ ちよつと違和感。⇒『旧処分場は標高130～140mぐらいにあるが、…標高90～115m程度の信楽山麓丘陵の北端に…』	平成18年の調査業務委託の報告書を確認したところ、旧処分場は標高120m～150mに位置している旨の記述がありましたので、記述を修正します。	-	-
11	6	…またがる丘陵地帯が昭和48年(1973年)頃から赤坂団地、栗東ニューハイツ、中浮気団地、日吉が丘、北尾団地といった住宅地として開発されて人口が…(この順番でがいろいろかわからないが、できた順の並びにはいかが？)	現在の記述に特段の意図はありません。参考文献に記述の資料からは各団地の開発時期が定かでないためご提案のような順序に並べるのが難しいところですが、各団地の開発時期がわかるような資料はお持ちでしょうか。なお、栗東市歴史民俗博物館の「小野の歴史と文化」や「上砥山の歴史と文化」テーマ展パンフレットを当たりましたが、住宅地としての開発順序がわかるような記述はありませんでした。	日吉が丘団地は県住宅供給公社開発で1988年末頃建築完了です。	当時の書面等から開発時期を調査していくのが難しいため、原案のとおりとします。
12	7	栗東町環境センターが設置されたが、この処分場は…→「環境センターが設置され、この鴨ヶ池処分場は埋立終了後に…」分かりやすく記述しては？	「鴨ヶ池処分場」は固有名詞として位置づけられるものか不明であるため、原案の記述としています。なお、第一回行政対応検証委員会では「栗東市一般廃棄物処理場(鴨ヶ池)」と表記されています。	固有名詞か不明でしたら「鴨ヶ池の処分場は」としてはいかがですか？	御提案のとおり修正します。
13	7	(2)対策編 ア廃棄物編 案は出来ているのですか？ 20240909協議会50回工事編 当文書は(1)統括編。●工事編=46回資料4 →進んでいますか？●廃棄物編=50回資料5 →当時は素案。進んでいますか？	令和5年および6年の連絡協議会で住民の皆様にお示したところです。(令和7年12月末時点では住民の皆様から対策編に対し特段の御意見はいただいております。)	-	-

14	8	【修正意見】8頁S54.12.26『最終処分場埋立許可』は『産業廃棄物最終処分場埋立許可(佐野商店)』では？	「産業廃棄物最終処分場埋立許可」に修正します。なお、昭和54年12月26日の許可では旧RD社元代表取締役個人への許可であるため、「(佐野商店)」は省略させていただきます。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)	-	-
15	8	『～H27.3旧処分場敷地全体の県有地化が完了』→「H25～H26.9.30」県有地化の実行期間はこちらの方が妥当では？当文書82ページにも『平成26年度(2014年度)までに全ての土地を県が取得した。』と記載※20141127第10回連絡協議会で9月30日に完了したと県から報告がある。	御指摘のとおり平成26年9月30日に県有地化が完了しておりますので、修正します。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)	-	-
16	10	このコラムは参考文献①の転載であるのかもしれないが、清掃法と、現実の廃棄物処理での「不法に投棄」との具体的な状況の掲載が欲しい所。(どんな状態が不法なのか。また、実際に法令違反をしても法令が不備で取り締まることが出来なかったのか？)	参考文献に記述がないため現状のままとします。	-	-
17	12	『【施設概要位置図】』は、安定型最終処分場、焼却施設(2基)だけである。乾燥施設(2基)と破碎施設(2基)も、表示できないか？	本図は過去の資料を流用したもののため追記は難しいところです。	-	-
18	13	資料ページは画像文字で小さくて良く見えず、下記で合っているか？(→は疑問あり、修正案(まちがってるかも？ですか))14頁～17頁の表の文言と合わせてはどうですか？	1および2は開設設置届→施設設置届、3は処理施設変更届→処分業変更届です。本図は過去の資料を流用したもののため追記は難しいところです。	-	-
19	19	『3旧処分場における不適正処分(概要)』→『3旧処分場における不適正(違法)処分(概要)』違法を明示。目次も変更。	この表現は違法な処分を行ったことを意味しており、また後世の読者が違和感なく読むことができるよう一般的に使用される「不適正処分」という表現を用いています。以降の記述で「しかし旧RD社は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物の処理基準に違反して(中略)不適正処分を行った。」と記述しているため、本文で旧RD社が違法な処分を行っていたことを明記しています。	-	-
20	19	『旧RD最終処分場で埋立てが許可されていた……のみであった。』→『旧RD最終処分場で埋立てが許可されていた産業廃棄物は……のみであった。(許可品目は11ページ参照)』と、許可品目4項目がわかるように追加する。	御指摘のとおり許可品目記載ページを追記します。	-	-
21	19	『……違反して、許可されていない廃棄物の埋立処分や……』→『……違反して、許可されていない廃棄物品目の埋立処分や……』と“品目”を入れる。	「廃棄物品目」という表現は一般的に使われることはないと思われることから、後世の読者が違和感なく読むことができるよう、現状が適当と考えます。	-	-
22	19	『ア 許可容量の超過』→『ア 許可容量の超過(違法)』と違法を明記	「許可容量の超過」との表現で、この行為が違法であることは明らかであり、見出し部分に追記する必要はないと考えます。	-	-
23	19	『イ 許可品目以外の埋立て』→『イ 許可品目以外の埋立て(違法)』と違法を明記	「許可品目外の埋立て」との表現で、この行為が違法であることは明らかであり、見出し部分に追記する必要はないと考えます。	-	-
24	19	【修正意見】19頁(ア)西市道側平坦部のドラム缶…『平成17年(2005年)9月および12月に県がRD社に掘削調査を実施させたところ…見つかった』『平成17年(2005年)9月に県がRD社に掘削調査を実施させたところ、ドラム缶5個が見つかり、12月に追加調査させたところ、合計、……が見つかった。』←54頁には、このあたりの詳細が掲載されている。	「(詳細は○ページ参照)」と追記します。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)	-	-
25	20	『…、環境基準値以内ではあるが、ベンゼンが検出された。』→『…環境基準値以内ではあるが、(許可品目外の)ベンゼンが検出された。』と追加	ベンゼンは許可品目外の半固形状のタール等に含有されていた物質として記載しているものであり、ベンゼン自体を許可品目外と表現することは適当でないと考えます。なお、安定型処分場へ埋め立てられる廃棄物および旧処分場が安定型処分場であったことは前ページでも記述しており、半固形状のタール等の廃棄物を埋め立てられないことは読者に十分認識いただけたと考えています。	-	-
26	21	『…硫化水素ガス発生前まで…』であつたら期間最終は平成11年(1999年)10月10日では？31頁の2は1999年10月11日から始まっている。	御指摘のとおり期間の記載に誤りがありますので修正します。	-	-
27	23	【修正意見】23頁約26行目『…廃溶剤が野積みされていることを確認した』廃溶剤の形態や内容が確認されているのならそれも記載。	当時の記録には廃溶剤の形態や内容に係る情報がありませんでした。	-	-
28	26	【修正意見】26頁約4行目(団体の概要は後述)⇒本書での後述している具体的な場所(頁)は？。7章の118ページ？(特に団体の概要といった内容ではないのでは？)	御指摘のとおり第7章の考える会に係る記述は団体概要とは言い難いため、この部分を削除します。	-	-
29	30	←車両台数の制限は何台？	台数制限については不明です。なおこの部分は検証委員会からの評価部分ですので、同委員会の報告書から引用しております。	-	-
30	31	【修正意見】31頁約11行目『周辺住民等からは、……』→署名提出した考える会(周辺住民も参加しているが、)栗東市民を中心とした団体で周辺住民との表記は若干違和感あり	「周辺住民等からは、」と「考える会からは」の文を区切ることで区別をします。	-	-
31	31	【質問および修正意見】31頁約20行目 公害調停は、RDからは、考える会の発足前団体名(栗東町安全な産廃処理を求める会)に対して行われたが、RDへは「47人の住民」とあるが、申請文書ではどんな表記？団体名ならそれに修正。	公害調停の申請書等の紛争関係の文書は他の所属が管理しており、当室が当該紛争の当事者でないため閲覧ができません。この箇所については「埋め立て地からの叫び」(高谷清氏の)記述を参考にしております。なお、この記述の出典元(埋め立て地からの叫び)が記述できていないため、文章の末尾に出展を明示します。	-	-

32	32	【誤記】32 頁下から6 行目『…産業廃棄物合同対策委員会…』→『…産廃処理問題合同対策委員会…』の誤記載 ちなみに、1999 年11 月28 日合対発足当初から県との協議は合対が中心となり行ってきた。合対は後に、小野(20000201)→北尾(20020910)→NH(20020923)が脱会している。2009/5/14「RD 最終処分場問題に関する周辺自治会長会議」(4 月30 日開催済)の合対への説明会を最後に、県は主に周辺自治会(北尾自治会および周辺自治会連絡会)と協議を行い、合対とは行わなくなった。	団体名を修正します。		-	-
33	33	※最高50ppmの検知器で最高だったので、超えるとの表現だった？85 ページの栗東市の記述も同様の記述あり。38ページの『【コラム】硫化水素ガスの発生と産業廃棄物処理を考える会の活動』に記載あり。	お見込みのとおり当時の記録では消防署の検知管が50ppmまで測れる検知管で50ppmを超える結果が出たとの記録があるため、「超える」という表現にしています。		-	-
34	34	←この時の有機化合物の検査方法で風乾・乾燥等、後日には、不適切とされた方法が採用されたことが明らかになっている。このような検査方法での結果から、「総じて問題はなかった。」との結論は、はっきりと否定するべきではないか。これは後の県調査委員会や有害物検討委員会発足に際しても、硫化水素調査委員会の報告がそのまま資料として使用されたのではないか？	住民監査請求をいただいた調査は掘削調査に係るものであり、水質に対する「少数の例外を除いて、総じて問題はなかった」という評価に影響するものではないと考えられます。なお御指摘の前処理が不適切と御指摘をいただいた調査の問題に関しては第2章2(5)で記述しております。	この前処理問題は住民と県とで平行線になっているのではないかと平行線になっている事を記載しておくべきではないか？		当該調査の前処理に係る問題については平成15年(2003年)に県議会で琵琶湖環境部長が、調査に関する周辺住民への説明責任が配慮に欠けていた旨の答弁をしているほか、行政対応検証委員会でも適切さを欠いていたと判断されており、一定の結論が出ていると考えております。(これらのことは総括編第2章2(5)で記述しております。)
35	34	『過去県に在籍した職員への聞き取りでは、本委員会の設置目的は硫化水素の発生原因の特定であり、水質については十分な調査と議論がされていなかった可能性はあると述べた。また、平成13年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。』で、『…あると述べた。』以降の『また、平成13年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。』は過去県職員の話なのか、それは、現在の対策室の認識なのか？現在の認識なら『…が報告を取りまとめた以降、…影響が広がった可能性もある。』→『…影響が広がった可能性もある。また、県の検査方法の不備で、正しい結果が得られなかった可能性もある。』などと付け加えるべきではないか。	「また、平成13年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。」については職員ヒアリングの回答ではなく、一般論として客観的に想定されうる可能性を記述(職員ヒアリングで住民の方からいただいた質問(Q15)を受けて追記修正)したものです。硫化水素調査委員会の報告等に関する考え方については前問のとおりです。		-	-
36	34	職員の聞き取りなら『過去県に在籍した職員への聞き取りでは、本委員会の設置目的は硫化水素の発生原因の特定であり、水質については十分な調査と議論がされていなかった可能性はあると述べた。また、平成13年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もあると述べた。』と修正する。	職員ヒアリングの回答でございません。		-	-
37	34	←この不適切検査方法については41 頁からにも記載されている。	住民監査請求の提出があったのはこの調査ではなく、P36下段に記載の調査かと存じますので、そちらに住民監査請求があった旨を追記します。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)		-	-
38	38	『※考える会の活動の詳細は第7章参照』とあるが、117ページぐらいの事？特に考える会の活動としてまとめでなく、住民の活動の中での考える会の要望書提出や陳情等の活動を記載している体裁では？26ページにも『(団体の概要は後述)』とあるが…同様。	御指摘のとおり第7章の考える会に係る記述は活動の詳細とは言い難いため、この部分を削除します。		-	-
39	43	【修正意見】43 頁約7 行目『具体的な埋め立て箇所がはっきり特定されないことから、当時、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成17年(2005年)6月の改善命令の履行期限後に行われた。』→『具体的な埋め立て箇所がはっきり特定されないことから、住民の幾度もの強い要求にもかかわらず、当時、結局、RD社へ特別なドラム缶の調査指示は行わず、平成17年(2005年)6月の改善命令の履行期限後に行った調査工事の中でRD社にその実態の解明を強く求め、実施された結果、9月30日にドラム缶5個が発見された。その後、追加調査で、12月2日終了時点で総数ドラム缶105個、一斗缶等70個を発見した。尚、更に2008年2～3月の追加調査では計140個を発見している。』RD社に調査させる主体は県である。RD社がやらなかったような表現になっているのは修正。ドラム缶5個発見の2005年10月1日県政e新聞では「この坪堀調査は、ドラム缶を埋めた旨の同社元従業員の証言が住民団体になされたことで、住民の皆さんにも不安が広がっておりますことから、同社にその実態の解明を強く求め、実施されたものであります。」と発表している。強い要望の一例は46ページにもある。県がRD社に実態解明を求めた経緯は54ページにもある。	住民から調査に係る要求が複数回あった旨を追加します。なお、「平成17年(2005年)6月の改善命令の履行期限後に～」については第2章3(3)に記述しております。(第2章～第4章は時系列順に記述することを基本としているところ、時系列とかけ離れた記述をすると後世の読者が事案の流れをつかみづらくなるおそれがあります。)		-	-
40	43	【誤記】43 頁約8～12 行目で巻末資料掲載番号が逆合対→県への文書は巻末資料2(6)でなく2(7)、	168 人の意見書及び回答は2(7)でなく2(6)の誤記載巻末資料の掲載順序を修正します。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)		-	-
41	46	『…懇談の中では、住民から廃棄物の現在の高さ等から考えると処分場の許可容量を超えている可能性があるとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋立を行っているはずであり、まずは安全対策が重要であると回答している。』→『…まずは安全対策が重要であると回答している。(その後、県は2007年に行った旧処分場内調査等の結果から、総量を許可容量の1.8倍と推定している。19ページ参照)』	御指摘のとおり平成19年に実施したボーリング調査について追記します。		-	-
42	59	『最終的に全量撤去案として18 名の委員のうち最多の8名が推奨したA-2案を推奨案として答申した。』を→『…最終的に全量撤去案として…A-2案(廃棄物全量撤去+埋戻し(処理土再利用))を推奨案として答申した。』と修正しては？下の説明(3)答申の概要では、「処理土再利用」と入っている。	A-2案の説明(全量撤去したうえで残った土砂を場内に埋め戻す工法)は前段で記述しているので、御意見の箇所は簡潔に記載したほうが全体を通して読んだときにシンプルでわかりやすいものと考えます。		-	-

43	65	『(過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他自治体の産業廃棄物不適正処理事案において市長や町長が対策工事実施に係る決断をしたことで進展があった事例もあり、県以上に住民に近い栗東市の意見を聞く目的があったと述べた。』とあるが、具体的にはどんな例か？ 岐阜市などは市に産廃の権限があったと思うが、そのような事例の事か、それとも栗東市と同様な立場でか、また、それはどのような決断だったのか？ 対策室としてはどう解釈されているか？	具体的な事例までは聞き取っていないため不明です。聞き取りの結果や過去の産廃振興財団との協議記録を確認しましたが、どのような事例か判断できるような情報はありませんでした。なお、御意見の岐阜市のような場合でも、産業廃棄物の権限を持つ政令市としての立場に加え、基礎自治体としての立場もあり、聞き取りの結果からは県・市が連携して対応するため、栗東市には基礎自治体としての立場からの意見を期待していたものと捉えています。	-	-
44	68	「全文は〇ページ」は何ページか？ 150ページ？	ページは今後確定するのでblankとしています。また、他の箇所でもページ指定をする箇所は「〇ページ」と表記しております。	-	-
45	69	『聞き取り』と『聞き取り』が並んであるが、同じ意味なら統一(語句検索しやすいので)。	「聞き取り」に統一します。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)	-	-
46	70	20090904に先行して、20090721に県と周自連の話し合い(NH 自治会館)が行われている？(県議・市議・報道等多数)	第3章3(1)の項は緊急対策工事の実施に係る経緯について記述しておりますが、平成21年7月21日の話し合いでは、主に有害物除去の方針に係る議論が主であり、緊急対策工事に係るものではなかったため記述しておりません。	-	-
47	73	『環境省や学識経験者を招いての意見交換会や講演等を行ってきた。』→具体的な実績を書いてください。【環境省は1回？ 20100123 市中央公民館(20060817 専門家チーム来県 20091209RD 視察 は住民との交流なし?)講演会は2回？ で終わってしまった感がある。(20100824 梶山正三氏 20100908 豊口敏之氏)】	開催実績を追記します。またそれに伴い、「環境省からの(中略)県の対応について」への同意後も「環境省からの(中略)県の対応について」に係る説明後も」に修正します。※平成22年6月28日の環境省を招いた話し合いは「県の対応について」の同意前のため。	北尾は20100617付同意、周自連は20100620付見解(合意・継続協議)となっている。県は周自連の同意はいつの時点とされていますか？	「RD事案の解決に向けての覚書」を交わした、平成22年8月5日と考えております。 同年6月20日の「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」では、同年5月28日時点での県と連絡会での合意事項が示されているものの、これはあくまで連絡会から県への見解が示されたのみであり、県と連絡会が明確に合意を交わしたのは同年8月5日ではないかと思えます。
48	73	←掲載ページの修正？(協定書は151ページ、確認書は153ページに掲載。)	原稿案確定まで該当箇所を〇ページと表記します。(軽微な修正のため協議会資料の新旧対照表の掲載は割愛させていただきます。)	-	-
49	76	←『全文は153ページに掲載』か？	同上	-	-
50	76	【修正意見】76 頁約26 行目『当時の議事録からは中浮気団地自治会が具体的にどのような点が不十分と考えたのか定かではないが、...』⇒ 基本要件を満足しないとの当時の書面があるはずですが、何なら中浮気自治会さんにヒアリングされて、『...定かではないが...』は削除できればいいと思います。	「基本要件を満足しないとの当時の書面」とは中浮気団地から県に提出された書面があるということでしょうか、それとも平成24年9月の議事録のことでしょうか。議事録を確認しましたが、中浮気団地自治会が基本要件の12項目のうち、具体的にどの項目に係る県の対応が不十分と考えたのか断定が難しかったため、このような記述としております。(恐らく許容量超過分の掘削に係る方針に係る意見の齟齬ではないかと考え比較表を掲載しておりますが、御指摘を踏まえ、念のため現中浮気自治会長に確認いたします。)	-	-
51	76	←『県の提案する対策工では達成されるものではなかった。』の理由の『生活環境保全上の支障除去を目的としており』の理由を記載する。	県の対策工事が生活環境保全上の支障等の除去を目的としていた理由は、第3章2(1)の「[コラム] 廃棄物処理法における代執行事業」を参照いただくよう追記します。	-	-
52	76	←『...詳細は工事編に記載している。』は(2)対策編(イ)工事編のこと？作成進捗は？	13の回答のとおりです。	-	-
53	80	『住民からは第9回知事出席以降も、知事の出席を何度も求められていた。県としては時期ではないと伸ばしていたが、6年を経過した令和2年...』とする。	知事への出席を求める意見は連絡協議会内で出されたものであるため、同ページの(2)で平成26年に知事の出席があった旨の記述をした箇所に追記します。	-	-
54	81	『平成26年(2014年)9月30日までにすべての土地を県が取得した。』では？ 当文書8頁にも『～H27. 3 旧処分場敷地全体の県有地化が完了』とあるが→「H25～H26.9.30」県有地化の実行期間はこちらではどうか？※20141127 第10回連絡協議会で9月30日に完了したと県から報告がある。	御指摘のとおり平成26年9月30日に県有地化が完了しておりますので、修正します。	-	-
55	85	※最高50ppmの検知器で最高だったので、超えるとの表現だった？ 33ページの県の記述も同様の記述あり。 38ページの『[コラム] 硫化水素ガスの発生と産業廃棄物処理を考える会の活動』に記載あり。	「50ppmを超える」に修正しました。	-	-
56	86	平成12年(2000年)5月19日 合計13名 町職員2名 厚生省生活衛生局水道部環境整備課産業廃棄物対策室 を訪問室長補佐と主任が対応 訪問時間13:30～15:00 合計の要望書 を提出する。 (1)挨拶と要望書手渡し (2)RD問題経緯説明 (3)現状説明 (4)補足説明 (5)水質問題説明 (6)室長補佐との質疑応答 (7)日吉が丘自治会・赤坂自治会・考える会からの持参書類の手渡し	栗東市様に当時の記録を確認いただいたところ、厚生省の訪問日は6月28日(現在表に記載しているもの)ではないか、との回答がありました。 6月28日とは別途5月19日にも厚生省訪問をしている可能性もありますので、お手持ちの資料等で当時の日付がわかるものがあれば御恵与いただければと存じます。	5月19日は記入間違いで、正しくは6月28日でした。(左に原文を並べて右に記入したときに1行上の日付を入れてしまいました。)	-
57	89	『[経堂池水生底生生物調査生物調査]』→『[経堂池水生底生生物調査]』文字重複？	重複部分を修正しました。	-	-

58	95	『綺麗』→『綺麗』の誤植？	「きれい」を広辞苑第7版で引くと、どちらも記載がありますが、いずれの漢字でも誤りではないようです。ただし、「綺」の字は文化庁の常用漢字表にないため、「綺」の字を使う特別の必要性がなければ「綺麗」でよいかと思われます。 常用漢字表： https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/pdf/joyokanjihyo_20101130.pdf	綺麗とは使ったことがなかったので思い込んで意見してしまいました。※ちなみに明鏡国語辞典には以下のようにありました→『「綺」は「綾絹(あやぎぬ)」』。そのように美しい意で、「綺麗」が規範的とされるが、「綺麗」の「奇」は「綺」に通じ、ともに昔からよく使われた。今はかな書きが多い。』	-
59	104	『平成12年に硫化水素ガス発生に伴い』→『平成11年に硫化水素ガス発生に伴い』ではないか？ そうであるならば、()等をつける等して、引用時修正としての修正は可能か？	この部分の「平成12年に」は「硫化水素ガス発生」に掛かっているのではなく、その後の「実施されるまで」に掛かっていると思われる。 ===== ====罰則が適用される同法第18条に基づく報告の徴収については、平成12年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。 ===== ====平成12年1月には旧RD社に対し廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行っており、この記述と整合します。(第2章2(2)参照)。もし硫化水素ガス発生について書く意図があったのであれば、「平成12年の硫化水素ガス発生に伴い」のように書くのではないかと思います。		-
60	117	『(〇ページ参照)』とあるが、硫化水素調査委員会報告書の石膏ボードを原因とした文自体は当書には未掲載？	報告書自体はアーカイブに掲載しておりませんが、硫化水素調査委員会がそのような結論を出したということは第2章2(1)で記述しております。報告書自体は16ページあり全文掲載するとかなり紙幅を割くことになってしまうため、石膏ボードに含まれる硫黄が硫化水素の発生原因であることを特定した点等の結果部分を抜粋して記述するのが適当かと考えております。		-
61	117	『当時の廃棄物処理法上、安定型最終処分場への石膏ボードの埋立ては規制されていなかったが、平成18年(2006年)には、環境省から「廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて(平成18年6月1日環産発第060601001号)」が発出され、安定型最終処分場に埋め立てることが規制されることとなった。』とあるが、硫化水素調査委員会の2013年6月の報告書では『厚生省では1998年6月17日から安定型処分場に石膏ボードを廃棄する場合には、石膏ボードの紙を除去することを義務つけた。』と記載があるとおり不正確。下記の廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(平成24年3月国土交通省)より経緯がわかる。『3.1 石膏ボード処理方法の変遷廃石膏ボードの処理においては、平成10年に環境庁水質保全局長通知で「石膏ボードには紙が付着しているため安定型産業廃棄物から除外することとしたものであり、紙を除いたものは安定型最終処分場で埋立てできる」と示されていたものが、平成18年6月1日付けの廃棄物・リサイクル対策部長通知で削除されたことにより、紙と石膏を分離した場合でも、硫化水素発生の可能性があるとして、石膏を安定型最終処分場で処分することが禁止された。そのため、再生利用する際には中間処分施設へ、埋立処分する際には管理型最終処分場に搬出しなければならない。』	御指摘のとおり、平成10年の通知で紙が付着した石膏ボードの安定型最終処分場への埋立てが規制されていますので、記述を追記します。		-
62	117	『安定型最終処分場に埋め立てることが規制されることとなった。』→『安定型最終処分場に埋め立てることが禁止されることとなった。』が妥当？	規制、禁止いずれを使用したとしても誤りではないと思います。しかし、それぞれの単語を広辞苑第7版で引くと、それぞれ以下のように記載されています。規制:おきて。きまり。また、規律を立てて制限すること。禁止:禁じとどめること。することを許さないこと。禁制。法度。石膏ボードが法令に基づき埋め立てを認められなくなったというニュアンスにより忠実に表現するのであれば、「規制」のほうがよりよいのではないかと思います。	規制でも結構です。なんとなく「規制」は「禁止」でなく程度の制限、のようなイメージの思い込みで意見してしまいました。	-
63	118	【修正意見】118頁2行目『周辺自治会等の住民が考える会を設立し、』→『周辺自治会や栗東市内等の住民が考える会を設立し、』	「栗東市内等の住民」を追記します。		-
64	118	巻末資料⑦⑧の発行日に疑問あり→162ページ参照『これをきっかけに旧処分場から硫化水素が発生していることが明らかになった。』→『これをきっかけに旧処分場が原因で硫化水素が発生していることが明らかになった。』	硫化水素の発生原因は旧処分場に埋め立てられた石膏ボード等と考えられ、旧処分場が発生の原因との表現は文意が異なると考えます。(発生源として「旧処分場から」と記述しています。)	「場内からの発生」は事実で、「場内が原因で発生」は考察も入っているので、事実だけでもいいかなというところです。ただし、石膏ボードの成分が硫化水素発生の元になるにしても、有機物がないと発生には至らないと考えられるので原因を石膏ボード等と一括りするのでは違うのではと住民は考えています。	-
65	118	【修正意見】118頁10行目『このほか合対は同年6月に厚生省と面談し』→『このほか合対は同年6月に栗東市と共に厚生省と面談し』→栗東市で予定手配などをしてもらい、職員も同行しているはずだと思います。当文書87ページに参考下記記入してあります。合対13名 町職員2名 厚生省生活衛生局水道部環境整備課産業廃棄物対策室 訪問室長補佐と主任が対応 訪問時間13:30~15:00 合対の要望書を提出する。(1)挨拶と要望書手渡し(2)RD問題経緯説明(3)現状説明(4)補足説明(5)水質問題説明(6)室長補佐との質疑応答(7)日吉が丘自治会・赤坂自治会・考える会からの持参書類の手渡し	栗東市様に当時の記録を確認いただいたところ、同行が確認できましたので「栗東市とともに」を追記します。	※意見栗東市分2の86頁での記入日付の5月19日は当方の間違いで、正しくはこちらの県と同事項の6月28日でした。	-

66	118	<p>※テレビ放送民間昼間ニュース番組取り上げ2000年3月13日(月)12:00~ TV朝日 スクランブルにて 栗東町のRD 問題の放映(全国放映)「犬急死産廃処理場で猛毒ガス発生...隣接の新興住宅地住民恐怖」2006年4月11日17:54 FNN スーパーニュース アンカー▽「琵琶湖の水を守れ」埋め戻し産廃に住民の怒り▽</p>	<p>当時の新聞を確認したところ、いずれも該当番組で取り上げがあったことが確認できました。また、平成12年(2000年)には御指摘分を含め合計5回テレビでRD問題が取り上げられたことが確認できました(2000.2.14 読売テレビ ニューススクランブル等)。テレビにおいては特に平成12年の硫化水素発生時に集中的に報道されたことから、この時期にNHK、民放各社がRD問題について報じたという方向で記述いたします。(平成18年(2006年)分については報道内容がわからないこと、御指摘分以外で報道があったか不明なため、記述は省略させていただきます。)なお、RD問題関連の書籍については、後世のアーカイブ読者が書籍に当たることも想定されますので図書名等を列挙しておりますが、過去のテレビ番組を遡って見ることは困難と思われ、個別の番組名の記載は省略させていただきます。</p>	<p>※2006年はビデオ(mpg)データを持っています。20000313はGコード9538085でVHSテープがどこかにあるかもしれません。</p>	-
----	-----	--	---	---	---